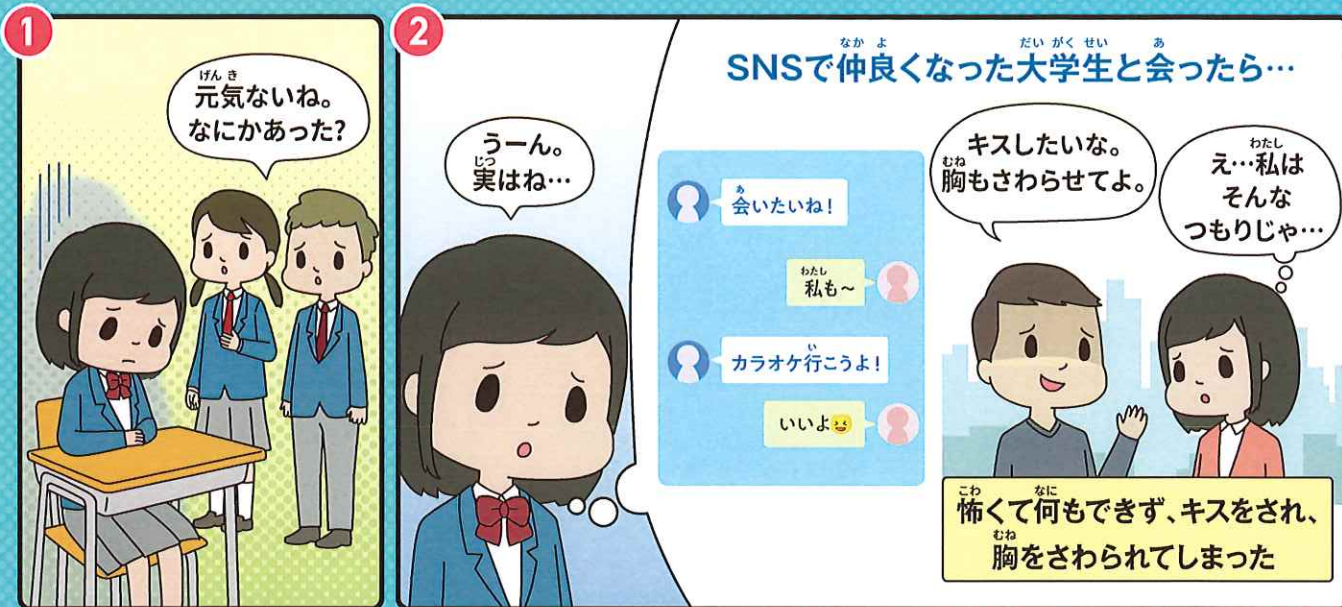


知っておこう!

せい はん ざい ほう りつ
性犯罪についての法律ってどんなもの?



そんなことはありません!

例えば、「暴行」、「脅迫」、「障害」や、「虐待」、「フリーズ状態※1」、「立場による影響力」などが原因となって、
「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うこと、または、「イヤ」をつらぬくことが難しい状況で、
 性的な行為がされた場合、それは、
「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」という犯罪の被害です!
 このような状況ではなくても、**13歳未満(12歳以下)**の人が性的な行為をされた場合、あるいは、
13歳以上16歳未満(15歳以下)の人が、**5歳以上**年上の人に性的な行為をされた場合は、
 イヤかどうかにかかわらず、**「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」**の被害です。
 また、男性も女性も、こうした犯罪の被害者になる可能性があります。



※1 性被害にあったとき、予想外の出来事に直面したことなどで、体が動かなくなってしまう状態

そのほかにも・・・法律が改正されて、新しい規定ができました。

くわしくは
ほうしりょう
法務省
HPへ



性的な部位や下着が写っている写真や動画を、

例えば

- 盗撮された場合
- 「イヤ」と言ったのに無理やり撮影されたり、怖くて「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影された場合は、「撮影罪」という犯罪の被害です。

また、撮影される人が16歳未満の場合※2は、その人がイヤかどうかにかかわらず、「撮影罪」の被害です。

駅のエスカレーターで…



下着を盗撮された…

部活動の先輩たちに…



裸の写真が撮られてしまった…

16歳未満の人※2に、

例えば

- 性的な行為をする目的で、うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、会うことを要求することや、そのような要求の結果、会うこと
- 自分の性的な写真や動画をとして送信するように要求すること

も、「面会要求等罪」という犯罪です。



※2 被害者が13歳以上16歳未満である場合は、その人より5歳以上年上の人が行ったとき。

被害に遭った、あるいは、被害に遭ったかと思った場合は迷わず相談してください

人権相談 (法務局)

- 子どもの人権110番

無料 ☎0120-007-110

平日
午前8時30分
午後5時15分

- SNS (LINE) 人権相談



- 子どもの人権SOSミニレター ※全国の小・中学校で配布しています

性犯罪被害相談 (警察)

(ハートさん)

無料 ☎#8103 ※24時間受付

子供のSOSの相談窓口 (文部科学省)

- 子供のSOSの相談窓口

- 24時間子供SOSダイヤル

(なやみ言う)

無料 ☎0120-0-78310 ※24時間受付



性犯罪・性暴力被害者のための

ワンストップ支援センター

(はやくワンストップ)

無料 ☎#8891

※24時間受付



性暴力に関するSNS相談 (チャット)

「Cure time (キュアタイム)」

※毎日17時～21時受付



親子のための 相談LINE



※お住まいの地域によって受付時間が異なります。

児童相談所 虐待対応ダイヤル

無料 ☎189

※24時間受付

